

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和8年3月5日(木) 午後4時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員
公益代表：井田委員、加藤委員、田中委員、二村委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員、山田委員
使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員
- 4 事務局
大分労働局：秋山労働局長、池辺労働基準部長、竹内賃金室長、
徳部地方賃金指導官
- 5 議題
(1) 大分県特定最低賃金の改正に係る意向表明について
(2) その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

本日は、宮脇委員、渡辺委員からご欠席とのご連絡をいただいております。

このため、本審議会には13名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

また、本審議会は公開としております。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきます。

それでは、以後の議事進行を井田会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、ただ今から審議に入ります。

議題１「大分県特定最低賃金の改正に関わる意向表明について」ですが、本件について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金の改正につきましては、例年６月に賃金実態調査を行い、その調査結果を１０月に行われる金額審議の資料としておりますが、正式に改正申出が行われるのが７月末であり、賃金実態調査以後になることから、調査対象の産別を特定するために、改正申出の意向を前年度末までに表明いただき、審議会において調査対象業種の御確認をいただいております。

大分県におきましては、鉄鋼業をはじめ６業種について特定最低賃金を設定しておりますが、本日までに令和８年度もこれら６業種全てについて改正の意向である旨を表明した書面が、労働者側から労働局長あて提出されております。

労働者側からの意向表明の書面の（写）は、お手元に資料№２として配付しております。

会 長

では、令和８年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側から御説明をお願いします。

藤本委員

労働者側委員の藤本でございます。

お手元に資料２ということで配布されております資料のとおり、当該産業の組織内部による検討はもちろん、連合大分としての検討を経ての意向表明をさせていただいております。業種ごとの状況に違いはありますけれども、近年の地域別最低賃金の大幅な引き上げによって、特定産業別最賃の優位性が低下をしてきている状況になります。特定産業別最賃は、労働条件の向上または事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしていると考えています。これは地域別最低賃金との優位性確保が課題となる中にも何ら変わることはないと思っているところ

でございます。公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の、人材獲得競争の激化などを考えてみれば、むしろ特定産業最低賃金の意義や必要性は高まっているんだろうと捉えているところでございます。

したがいまして、当該産業における労働条件の向上と公正競争を確保する観点から、当該産業の労使がイニシアチブを発揮し賃金の絶対水準の確保、底上げと格差是正に向けての改正が必要であるという結論に至り、今年度についても例年同様6業種についての改正申出を行わせていただきました。とりわけ、各種商品小売につきましては、9年連続で必要性の審議にいたってない状況がございます。これでよしとは思ってないということ、極めて大きな課題認識を持っているということでございますので、本年度につきましてもよろしくお願いいたします。以上です。

会 長

ただ今、令和8年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側からご説明いただきました。

この意向表明に対し、何か質問、意見等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、意向表明していただいた6業種について、事務局は賃金実態調査を実施するようお願いします。

次に議題2「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No.3以降についてご説明いたします。

まず、資料№3を御覧ください。

大分県の特定最低賃金適用事業者数、労働者数を取りまとめたものです。特定最低賃金の改正に関する申出については、適用労働者数又は使用者数の1/3以上の合意があるなどの要件があることから、適用労働者数等を労使双方で確認していただけるよう、意向表明後、速やかに事務局から当該特定最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数

等を明示し、関係労使の方に通知することとなっております。

この資料は、令和3年経済センサスを基に、本年度の賃金実態調査結果等の最新情報を踏まえて作成したものでございます。

続きまして資料№4「令和8年度審議日程（案）」を御覧ください。

令和8年度の審議日程につきましては、令和8年度の第一回目の審議会で確定していただきますが、円滑な審議を行っていただくため、例年、年度の最終審議会で「翌年度の審議日程（案）」をご検討いただいているところでございます。

大分県最低賃金の改正につきましては、基本案として、例年10月1日発効を予定した日程で計画しております。発効日につきましても審議会でお決めいただく事項となりますが、法定発効日より後の日付であれば、発効日を指定するという指定発効が可能です。

お示ししております日程案について修正をお諮りさせていただく点もございますが、まず資料No.4のとおり流れをご説明いたします。

7月7日（水）13時30分から第1回目となる本審で、会長、運営規程、運営小委員会規定等の確認及び審議会確認事項を審議していただき、その後局長から大分県最低賃金の改正諮問をさせていただきたいと考えております。

その後、7月30日（木）13時30分から本審を開催し、中央最低賃金審議会からの目安額を伝達させていただく予定としています。

なお、諮問及び目安伝達につきましては、中央最低賃金審議会の審議状況により日程が変更となる場合もございます。

目安伝達後は、7月30日（木）から大分県最低賃金専門部会を設置いたしまして、部会長の選出、運営規定の確認、参考人意見聴取、第1回目の金額審議を行いたいと考えております。

ただし、この7月30日につきましては後ほど、変更についてご検討をお願いしたいと思います。

8月5日（水）まで専門部会において金額審議を行っていただきます。

8月5日（水）に金額審議が結審した場合は、同じ日の16時00分から本審を開催し、専門部会の報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申出があった場合には、8月21日（金）10時か

ら開催される本審で異議審議を行っていただきます。なお、例年、異議申出はなされている状況にあります。

8月5日に結審とならなかった場合は、それ以降の日程につきましては審議状況により、随時調整させていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

次に、特定最低賃金の改正に係る日程（案）の御説明をいたします。

特定最低賃金につきましては、令和8年12月25日統一発効を予定して、計画をしております。

まず、7月30日（木）の本審において、改正必要性有無の諮問を行う予定です。

その後、8月20日（木）13時30分から運営小委員会を開催し、特定最低賃金の改定の必要性の有無について、参考人意見聴取などの御審議をいただき、必要性ありとなれば8月21日（金）10時から開催される本審で、局長から改正決定の諮問をさせていただきたいと考えております。

その後、9月28日（月）14時00分から、特定最低賃金合同部会を開催し、10月23日（金）まで各特定最低賃金専門部会で金額審議をしていただき、10月26日（月）13時30分から開催される本審で各部会からの報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

この10月26日につきましても後ほど、変更についてご検討をお願いしたいと思います。

改正金額に係る異議申出があった場合には、11月11日（水）10時から本審を開催し、異議審議を行っていただきます。なお、特定最低賃金については、これまで異議の申出がない状況が続いています。異議申出がない場合は、異議審議は開催しないことになります。

令和8年度の最後の審議会として、令和9年3月4日（木）16時00分から本審を開催し、特定最低賃金の意向表明などを行っていただく予定としております。

以上が「令和8年度の審議日程（案）」でございます。

資料№5は「答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」でございます。答申日から所定手続きを経た法定発効日の一覧となります。この発効日を基に、8年度予定も組んでいるものです。

資料には6、7と続きがございますが、まず令和8年度日程案につ

いてお諮りさせていただきたいと考えております。

資料４（P7）にお戻りください。地域最賃については、10月１日発効の答申期限である８月５日をひとつの起点として、１日おきに遡りながら審議日を配置した案としております。

事前にこの日程案を委員の皆様にお伝えしましたところ、７月30日（木）の本審、専門部会、10月26日（月）の本審についてはご都合がつかない方がいらっしゃいますので、この場で変更可能か確認させていただければと思います。

７月30日（木）の本審、専門部会を１日ずらして７月29日（水）に、10月26日（月）の本審を平日の１日繰り上げで10月23日（金）とする案ではいかがでしょうか。ご検討お願いいたします。

会 長

ただ今の事務局の令和８年度日程案等の説明に対して、何か質問等がありますか。

【質問等なし】

会 長

ではまず、事務局から説明のありました７月30日（木）の本審、専門部会を７月29日（水）と変更する案についてはいかがでしょうか。

【都合のつかない委員あり】

会 長

次に、10月26日（月）の特定最賃の本審を10月23日（金）と変更する案についてはいかがでしょうか。

【都合のつかない委員あり】

会 長

それでは、この場では決定しかねる状況ですので、令和８年度の審議日程案については、現時点では資料４に示された日程とし、後日再調整ということをお願いいたします。

委員の皆様にはこの案について、日程確保をお願いいたします。

事務局から、資料の説明の続きをお願いします。

賃金室長

では、日程につきましては後日、再調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料の説明ですが、資料6をご覧ください。

特定最低賃金改正必要性審議関係資料を添付しております。

本資料は、特定最低賃金の改正必要性を審議する際に使用してくださいということで昨年、本省から配布されたものでしたが、本資料が届いたときには、大分では既に改正必要性審議が完了した後のもので、来年度のご参考としてお配りするものです。

そのため、P17については、令和6年度の特定最賃改正結果が添付されております。改正の申出が192件、改正必要性あり133件となっております。

令和7年度の全国の特定最低賃金改正結果については、速報ベースでは改正申出があった件数が188件、改正必要性ありとの結論に至った件数が112件となっております。

その他、特定最賃の改正必要性審議に係る参考事項を掲載しておりますので、8年度の審議の際にはご参考としていただきますようお願いいたします。

続きまして、資料7をご覧ください。

2月27日に開催されました中央最低賃金審議会及び目安制度の在り方に関する全員協議会の資料でございます。

内容としては令和7年度の振り返りと7年度の審議結果を踏まえた論点等となっております。

まず、中央最低賃金審議会においてP25のとおり、目安制度の在り方について検討することとされております。

検討事項としては1のとおり、引き上げ額やランク区分、発効日等についてとなっております。

2のとおり目安制度の在り方に関する全員協議会で検討することとされており、スケジュールとしては9年度中の取りまとめを目指し、8年度を目安審議までに考え方の整理が必要なものは目安審議までに取りまとめを目指すとなっております。

そして、中央最低賃金審議会のあと続いて開催された目安制度の在り方に関する全員協議会の資料がP42以降となります。

令和7年度の振り返りとしては、全国の審議結果一覧がP46、47にございます。P46では、目安から10円以上引上げの県が11県あるなどの全国の結果でございます。P47では、ピンク色のセルが目安プラス10円以上引上げ又は3月発効、黄色セルが目安プラス1～9円引上げ又は1月発効、青色セルはCランクとBランクの逆転が起きている県を示しています。

P48は、近隣県との競争意識が改正額及び審議日程に影響したとみられるのではないかと資料でございます。

P49から発効日についての資料ですが、P49は法令上の規定や過去の全員協議会の経緯、P50が今年度の中央最低賃金審議会の公益見解、P51に今年度の全国の結果及び地方最低賃金審議会からの要望といった内容でございます。

続いて、EU指令等についての参考資料があり、最後のP57で、今年度の審議結果を踏まえ、全員協議会にてこれらの点について議論してはどうかということがまとめられております。

具体的には、目安を大幅に上回る引き上げ額について、ランク制度の在り方について、発効日について、EU指令について、それぞれどのように考えていくかといったことでございます。

議事の内容については現在までのところ事務局にも届いておりませんので、本日ご説明できることとしましては、中央でこのような動向があるということと、資料を参考としてお配りし情報共有させていただくというものです。

事務局からの説明は以上でございます。

会長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

【質問等なし】

会長

本日が本年度最後の審議になります。

令和7年度の大分県における大分県最低賃金、特定最低賃金につきましては、委員の皆様の御協力により、それぞれ令和8年1月1日、令和7年12月25日に発効となりました。各委員の皆様に感謝申し上げます。

ます。

事務局から、他にありますか。

賃金室長

本日で本年度の審議は終了いたします。本年度最後の審議会にあたり、労働局長よりご挨拶を申し上げます。

労働局長

労働局長の秋山でございます。

令和7年度の大分地方最低賃金審議会の終了に当たりまして、お礼の言葉を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、令和7年度の最低賃金審議会でご真摯に御審議いただきまして誠にありがとうございました。

これまでのご功労に対しまして感謝申し上げます。

さて、令和7年度の審議を振り返りますと、政府の賃金引き上げによる経済の好循環を目指す施策と相まって、最低賃金審議会の動向が、これまで以上に世間の注目を集めることとなりました。

中央最低賃金審議会からは過去最大の目安額が示され、結果として、全国的に目安額を大きく上回る引き上げ額となりました。

大分での審議におきましても、昨年度に引き続き、大分県知事及び市町村議会から最低賃金に関する意見書が提出され、賃金引上げの動向が注視されている中での審議となり、審議会委員の皆様方には、あらゆる観点から慎重に御審議いただきました結果、目安額＋17円の81円引上げで最低賃金額を改正発効することができました。

また、特定最低賃金におきましても、産業により経済事情が異なる中でご審議をいただき、12月25日の統一発効となりました。

地域最低賃金、特定最低賃金の審議運営を慎重かつ円滑に行うことができましたことについて、改めて感謝申し上げます。

また、中小企業の賃上げ支援施策におきましても、大分労働局が所管いたします業務改善助成金につきましては、1月末時点で523件の申請受理で昨年同月比1.40倍となっております。

これもひとえに、経済団体並びに労働者団体の方々が積極的に勧奨していただきました成果と考えております。この場をお借りしまして

感謝申し上げます。

大分労働局としましても、引き続き、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう環境整備に取り組むこととしております。

最後になりますが、最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、今後とも、労働行政にご支援を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、原口委員、藤野委員にお願いします。

本年度のご審議お疲れさまでした。